

PSIM News

Professional Skills Instruction Materials
CONSORTIUM

法 実 務 技 能 教 育 教 材 研 究 開 発 コ ン ソ ー シ ア ム ニ ュ ー ズ レ タ ー

第33回法実務技能教育支援セミナー



▲ 左より、竹内 淳氏、宮木康博氏、榎本 修氏、藤本 亮氏

2019年6月29日(土)に、品川シーズンテラスカンファレンスCにおきまして、「PSIM教材の活用と臨床法学教育」と題しまして、第33回法実務技能教育支援セミナーを開催いたしました。

はじめに、「PSIM教材のアップデートとオープン教材」として藤本亮氏(名古屋大学・PSIMコンソーシアム代表)と榎本修氏(名古屋大学・弁護士)から報告がなされました。藤本氏より、PSIMコンソーシアムの目的と法科大学院教育をめぐる環境変化をふまつつも、法教育・法学部・継続法曹教育をも含む教材利用機会拡張が必要になったことから、プロセスとしての法曹養成と理論と実践の架橋という理念に立ち返り、蓄積されてきたPSIM教材のアップデートと合わせ、複数の教材を選択し、オープン教材化を進めていることが報告されました。PSIM教材は、原則としてメンバー校の法科大学院教育にのみ利用することを念頭に置いて作成・蓄積してきましたが(他目的の利用にあたっては個別申請・許諾が必要)、今後、それらオープン教材については、法教育や法学部教育、継続法曹教育の現場でも積極的に利用していただいように利用申請手続き等を整備していく旨紹介されました。

続いて、榎本氏より、教材のアップデートとオープン教材化を中堅弁護士(上松健太郎弁護士・鳥居佑樹弁護士)とともに進めた経験から、教材によって存在する教員向けの説明の濃淡をならすことや、現在の法科大学院生の学習到達度に合わせた改訂の必要性、そのためにも利用した教員からのフィードバックを体系的に蓄積していくことについて問題提起がなされました。

CONTENTS

今号の主な記事

第33回法実務技能教育支援セミナー	…01
サンフランシスコ訪問記	…03
第13回総会	…08
事務局からのお知らせ	…08
今後の予定	…08

その上で、ご自身が法科大学院の「ロイヤリング」授業でPSIM教材を使われた経験から、シナリオ教材を利用しつつ、「理論と実務の架橋」の一環として必要な法的知識についての補充講義を行うなどの工夫をされていることが紹介されました。最後に教材は道具であり、教育目標を明確にすることと、それに対応して教材をアップデートしていくことの重要性を指摘されました。

次に、宮木康博氏(名古屋大学)より、ご自身の刑事法ゼミ活動の一環として、PSIM刑事模擬裁判教材を2018年の名古屋大学法学部ホームカミングデーの公開模擬裁判で利用した経験をご紹介いただきました。宮木教授のゼミでは「刑事法の理論と実践」を掲げ、刑法・刑事訴訟法・刑事政策のコラボレーションの一貫として、これまで模擬裁判や刑事施設見学、関係諸機関・団体との勉強会なども開催されています。さらに、これらの学習を充実させていくために、事案設定にも付属書式にもリアリティのあるPSIM教材を活用して取り組まれておられます。その中で、教育目標と受講生の学習進度とを上手く対応し、必要かつ適切な分量の教材を配布するのが肝要であることが指摘されました。今後、法曹養成制度の5年一貫制もにらみながら、学部の法科大学院連携科目やオープンキャンパスなどのイベントなどの利用領域の拡大、また資料や動画を活用した復習機会の提供拡大などの展望にも言及されました。



▲ パネルディスカッションの様子



最後に、竹内淳氏(弁護士)より、過去にご担当されていた大宮法科大学院での「法実務入門」について、アクティブラーニングを積極的に組み込んだ実践例をご紹介いただきました。また、法制度の全般的な理解を初学者に提供するという点から、ご自身の学部生時代に刑事訴訟法の副読本として教員から勧められた『刑事訴訟法教材』(平野龍一他編、東大出版会)が二段組で上段にストーリー形式で事件の展開が紹介され、下段には必要な解説や関連する条文・判例などが記載されており、手続きの流れ全体を知るにあたりたいへん有用であったことが紹介されました。

講演後の第2部のパネルディスカッションでは、フロアからも教材の開発や利用の際に、受講生の特性に応じて教材を省略追加する際に苦労している経験などが共有されました。

なお、このシンポジウムを受け、特に竹内氏から紹介された『刑事訴訟法教材』に示唆を得て、パネリストを含むグループで教材の出版について検討も進めることとなりました。この教材出版については、改めてPSIMニュース等でお知らせいたします。

お忙しい中、貴重なご講演をいただきました講師の先生方とご参加いただきましたみなさまに、心より御礼申し上げます。

サンフランシスコ訪問記

先回のPSIM コンソーシアムセミナー講師としてお招きしたCarl Chamberlin 氏(カリフォルニア州第一控訴裁判所首席調査官)とのご縁により、カリフォルニア州裁判所(Superior Court, Court of Appeal)、カリフォルニア大学ヘースティングス法科大学院(UC Hastings School of the Law)等を視察、関係者との意見交換を行いました。

同行いたしましたPSIM コンソーシアム吉野夏己副代表(岡山大学)、田頭章一(上智大学)、榎本修(名古屋大学)各運営委員の訪問記を紹介させていただきます。



カリフォルニア州裁判所 (Superior Court, Court of Appeal)

上智大学法科大学院
教授 田頭 章一
岡山大学法科大学院
教授 吉野 夏己

2019年2月25日の朝から午後にかけて、カリフォルニア州の通常民事第1審裁判所であるSuperior Courtと控訴裁判所であるCourt of Appealを訪問し、事件の傍聴、控訴裁判所判事との懇談などを行った。

まず9時過ぎにSuperior CourtのロビーでCarl Chamberlin氏と再会し、裁判所全体の説明を受けながら、モーション手続の傍聴のため法廷に向かった。法廷入口の壁には10件以上の事件リストが掲示されていた。裁判所によって暫定命令(tentative rulings)があらかじめなされており、異議ある当事者は出席して異議申し立てをする、または口頭での主張をするという手続のようであった。裁判所のスタッフは、単独裁判官(男性)のほか、Court Clerk(裁判所書記官)が2名(女性)、Reporter(記録係)が1人(女性)、廷吏が1人(男性)であった。何人かの代理人弁護士は書面を提出しただけであったが、ある事件の当事者(申立人)本人とみられる黒人男性は、口頭での主張を行い、相手方(電話会議で参加)の反論の後、

直ちに裁判官の裁判(申立却下または棄却と理解した)がなされた。

「暫定的裁判」制度、本人訴訟と見られる事件での口頭での手続進行、その事件での裁判官の訴訟指揮(積極的な介入)などが印象的であった。

その後、606号法廷に移動し、9時50分から1時間ほど、陪審審理を傍聴した。事件は、ある建物の階段から落ちて重大な身体的傷害を負った原告が、当該建物の所有者に対して損害賠償を求めるものようであった。法廷では、原告側が申請した証人(医師)に対する証人尋問(主尋問後反対尋問)が行われていた。陪審員席には14名の陪審員がおり、男性8名、女性12名の構成であった。また、うち2名は補充陪審員であり、欠員が生じたときは、最初に戻って評議に参加するということであった。

その後、控訴裁判所(カリフォルニア州第1控訴地区)に移動し、11時過ぎから同裁判所第5部所属判事(総括判事Barbara Jones氏ら4名)との面談の機会を持つ

た。藤本教授からPSIMや日本の法曹養成制度等について説明し、質疑がなされた。当方からの質問に対する回答のうち、控訴裁判所は民・刑事ともに法律審であり事実審理は行わないこと、弁護士を調査官として採用していること、判事は全20名中9名が女性であることなどが印象的であった。

判事との面談後、控訴裁判所主任書記官(Clerk Administrator of the Court of Appeal) Charles Johnson氏ら2名の案内により、控訴裁判所の施設等の見学を行った。法廷を州の最高裁判所と共有していること、申立て等の受付窓口にはほとんど人がおらず(かつては混雑していたという)裁判手続のIT化が進んでいることが窺われたこと、日本では判決を公刊するとき当事者名は匿名とするのが一般であることを説明したときに、案内してくれた書記官が「その方がよい」とつぶやいたことなどが印象に残った。



▲ カリフォルニア第一控訴裁判所大法廷視察の様子

昼食後、606号法廷に戻り、午前中に傍聴した「階段からの転落事件損害賠償請求事案」の陪審裁判を再び傍聴した。法廷では、被害者の夫(?)に対する被告側からの尋問が進行中であったが、被告側弁護士はスクリーンを用い、陪審員に分かり易い尋問を心掛けているようであった。その後、30分ほど被告本人と思われる人物に対する尋問が行われたが、英語が話せないため法廷通訳が付けられた。

原告代理人弁護士自らコップに水を入れて尋問対象者に渡し、最初に丁寧な挨拶から入るなど、かなり気を遣っている印象をもった。15分程度の休憩をはさみ(休憩中、陪審員は隔離されることなく、一般廊下に出て、自由にトイレなどに行っていた。)、尋問が再開されたが、通訳を介していること、被告代理人からの異議、裁判官の介入などスムーズな進行とはならなかった。3時35分頃から被告側の尋問が開始されたが、短時間で終了した。再び、裁判官の許可のもとでスクリーンを利用し、階段の現場写真を投影するなど視覚的に理解することができたので、陪審員も同様であったことと思われる。印象では、現場の階段はどこにでもあるようなもので、特に瑕疵はないように思われ、被害者が足を踏み外したのか、転んだという事案であろうか。そして、原告、裁判官が各一言二言質問して尋問を終了した。その後、裁判官は双方代理人を呼び寄せ、訴訟進行を打ち合わせし、そして、裁判官が陪審員に説示し、さらに、明日の午前中に2人の証人尋問をする旨を告げていた。陪審員の中には、「午後から都合が悪い」などの意見を述べる者もいたが、皆、多少、うんざりしていた様子であった。

本件の詳しい事情は不明であるが、提訴からかなり時間がたっており、裁判官は原告代理人弁護士の訴訟進行に不満を持っているようにも見受けられた。それに反して、被告代理人弁護士はクールで、ドラマのような堂々たるパフォーマンス、また、スライドを利用した短時間での尋問など「格好良い」法廷態度であった。陪審裁判特有の法廷技術なのであろうか。

私たちの滞在中、日系3世であり、サンフランシスコ公設弁護士であったJeff Adachi氏が急死したというニュースが新聞、テレビで大きく報道されており、我々が州裁判所を訪問した25日には市役所に半旗が掲げられていた。偶然とはいえ、日本にルーツを持つアメリカ人法曹の人生を間近に感じ、感慨深かった。

UCヘースティングス法科大学院
名古屋大学法科大学院
教授 榎本 修

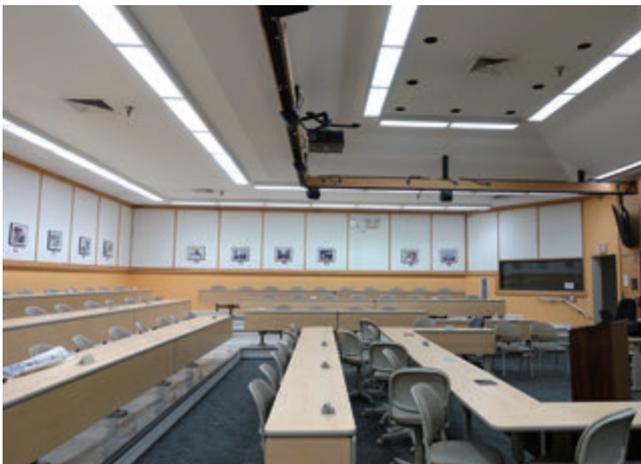
2019年2月26日にサンフランシスコのカリフォルニア大学ヘースティングス法科大学院(UC Hastings School of the Law)を訪問しました。単科法科大学院である同法科大学院は、1878年の設立以来、裁判所に近接した地域に位置すべきものと定められていることから、設立から150年近くを経過した現在も「シビックセンター」という市庁舎や裁判所等の公的建物が集まる地区に位置しています。

今回この法科大学院を訪問することになったのは、昨年11月PSIMが東京で開催した「法実務技能教育支援セミナー」で「法交渉教育の有り方をめぐって」で講師を務めて下さったCarl Chamberlinさん(カリフォルニア州第一控訴裁判所首席調査官)が非常勤講師(Adjunct teacher)を務めておられるというご縁によります。当日は、Carl先生が担当しておられる“Trial Advocacy”(法廷技法)の授業を見学させていただきました。



▲ カリフォルニア大学ヘースティングス法科大学院外観

授業が行われたのは100人くらいは入ることができる比較的大きめの教室ですが、残念ながら今年は登録者数が少なく(4名)、当日は1人欠席して3名という、若干寂しい教室となりました。しかし、Carl先生は、このような時こそ少人数教育の良さを活かそうという授業姿勢を採っておられ、学生にもそれが伝わっているように感じられました。当日のテーマは、交互尋問(direct and cross-examination)です。人数が少ないこともあり、最初は、学生の1人が弁護士役、もう1人が証人役で4~5分の短い尋問を行います。印象的だったのは、弁護士役学生の質問が非常に堂々としていたことと、証人役学生も相当程度的確に回答をしていたという点でした。上級学年の学生の場合、それまでの他の実務科目の履修状況が関係するかもしれませんが、アメリカでは特にテレビや映画で尋問の場面が放送されることも多く、そういうことに日ごろから触れている学生たちは、知らず知らずのうちに「弁護士は、どのような立ち居振る舞いで尋問をするものか」ということを日常生活の中で学ぶということが日本よりも多いのかもしれない。



▲ 当日授業が行われた教室

参考になったのは、短い時間で区切ってフィードバックしてゆくことです。私たちは、模擬裁判などで比較的重い教材を作り、弁論から尋問、判決までの全ての手続きを行う授業をすることも少なくないと思います。尋問でも、かなり長い時間の尋問をしてから、まとめて講評するというやり方が少なくありません。しかし、それではコメントする焦点が絞れなくなってしまいます。その点、Carl先生の授業では、上記のように長くても4～5分の尋問ですので、学生の記憶や尋問の回答に対する中身について学生・教員とも記憶がフレッシュなうちにポイントを絞ってコメントが為され、大変効果的であるように思いました(私は、実際、今年度(2019年度)の名古屋大学法科大学院で模擬調停のロールプレイの講評で、この方法を採用しました。前よりも学生の反応は良いように感じています)。

コメントの仕方は、正にNITAメソッドでした。まずは、学生の良いところを褒めます。これは、NITAメソッドで毎回言われることなのですが、日本人はシャイだからなのか上手くやるのは難しいです。しかし、まずは、そうやって良いところを指摘してから改善点をコメントしないと学生も頭に入らないだろうと改めて自分が学生役で参加したPSIMのセミナーでの体験を思い出しました。

例えば、「最初に事実を確認していくというやり方をしたね。そのようなやり方は大変価値があるやり方だ」とい

うような点を改めて良いところとして指摘する。その後、「ただ尋問が長くて、色んなことを盛り込み過ぎなので、一つ一つ区切った方が良い」というように後から改善点を指摘していたので、学生も納得し、受け入れやすいように感じられました。最初に「では、①テクニック(技術)と②ストラテジー(戦略)に分けてコメントしよう」というような形で、コメントのアウトライン(枠組み)を示してからコメントすることもありました。このように、全体の枠組みを大きく説明してから、細部に入って行くというやり方は、一つには授業の理解度という点でわかりやすいという点がありますが、もう一つには、そのように「教員が学生にどのように説明するのか」ということを実際に体験させることによって「およそ『良い説明』『分かりやすい説明』の仕方」というものを学生は学ぶことができ、これを学生自身が弁護士になったときに「陪審員や裁判官に対してどのように説明するのが『良い説明』『分かりやすい説明』なのか」ということを考える契機になるように思われました。

学生に、「今日の尋問は、どのような点をポイントとして聞いたのかな」と最初に聞くというコメントの仕方もありました。これも上手なやり方だと思います。学生が意図したところと教員の印象が合致するかどうか。合致していても、していなくとも、そこから授業を展開してゆくことができるのです。



▲ 榎本氏が学生役で参加したNITAセミナーの様子 (2017年9月 於東京ステーションコンファレンス)

また、学生に対して「陪審員のことを意識して尋問したか」と聞かれて学生は「あまり考えていなかった」と答えていたのも印象的でした。民事陪審があるアメリカの制度が直ちには日本にあてはまらないところもありますが、裁判員裁判を刑事事件で行う場合には同様のことも考えなければならず、尋問の指導としてはそういった点も重要であると考えさせられました。

当日利用されたのは、NITA作成の“BMI v. Minicom.”という事案でした(<https://www.nita.org/publications/-case-files/BMI-v.-Minicom-Tenth-Edition-Defendant>から購入が可能です)BMIという大手コンピュータ会社(どこかで聞いたような名前ですが)が、Minicomという名の小さなコンピュータ会社(名前のとおりですね)との間の契約内容についてのトラブルの事案で、かなり古くから使われ改訂が重ねられているものでした。その事案のマテリアル(教材)を各自が見て準備を行い、今回は法科大学院生に(弁護士役だけでなく)証人役も行わせているのが印象的でした。日本の模擬裁判の授業では、証人役は教員が行ったり、役者を依頼したり等で対処することもあると思います。しかし、自分が一生尋問されることなく、尋問する側ばかりであれば「尋問された人」の気持ちはなかなか分からないのではないかと思います。「もっ



とゆっくり聞いてくれればいいのに」とか、「弁護士役の人の聞き方が怖い」というようなことは証人役を学生自身が体験しないと分からないことであるように思われます。その意味で、証人役を学生自身が行うことにも大きな意味があると改めて感じました。

当日の学生は3人と人数が少なかった点は残念でした。もう少し人数が多い方が緊張感を持ってロールプレイを行うことができるように思われました。Carl先生の話では、通常は10～15人くらいのクラスが普通で、18人にもなると十分指導が行き届かない(「クレージーになる」という言い方だったと思います)。今回のような、小さいクラスだとロールプレイを2回できたり、十分なコメントができたりするという長所があるとの指摘もありました。学生数が少なくなっている現在の法科大学院の授業には、このような視点も重要であるように思いました。

今回、このような貴重な授業見学の機会を与えていただいたことに感謝するとともに、この授業で感じた諸点を自分自身の授業改善に活かしてゆきたいと思います。



第13回総会



2019年6月29日(土)、品川シーズンテラスカンファレンスCにて、第13回PSIMコンソーシアム総会を開催いたしました。総会は、ここ数年秋に開催しておりましたが、開催に先立ち、総会の開催について、本総会以降、開始の会計年度にあわせてかたちでの開催とすることが報告され承認されました。総会では、次期(2019/10～)の運営体制については、代表を、藤本亮名古屋大学教授(再任)、副代表には、吉野夏己岡山大学教授(再任)、宮城哲琉球大学教授(再任)とすることが承認され、また活動報告、活動計画、オープン教材、NITAとの交流協定の更新方針について報告・承認されました。

続いて、新規のPSIMコンソーシアム協力機関として、静岡大学地域法実務実践センターの紹介がされ、同センター吉川真理教授よりご挨拶をいただきました。次に、PSIMコンソーシアムが利用に供しておりましたdb-MASK(教材共有システム)とSTICS(動画収録コメントシステム)について、サーバーOSのサポート停止が予定されているため、順次リリースを進め、クラウドサービスの利用や動画文字起こしシステムの新規開発により引き続き同種のサービスを提供していくことが報告されました。総会に引き続き終了後には、参加校および協力機関各校からのご報告をいただきました。総会にご出席いただいたみなさまにこの場をお借りして御礼申し上げます。

事務局からのお知らせ

PSIMコンソーシアムとして開発・共有して参りました教材のうち、民事模擬裁判2件、刑事模擬裁判2件、法律相談2件の教材を、このたびオープン教材として、PSIMコンソーシアム参加校に限らず、法科大学院の授業以外でもお使いいただけるようになりました。教材の詳細および利用方法につきましては、PSIMコンソーシアム事務局(psim@law.nagoya-u.ac.jp)までメールにてお問合せください。



今後の予定

■ 第34回法実務技能教育支援セミナー

日時 2019年11月16日(土) 13:00~17:00

場所 品川シーズンテラスカンファレンスホール

■ 第35回法実務技能教育支援セミナー

日時 2019年11月17日(日) 10:00~16:30

場所 品川シーズンテラスカンファレンスホール

法実務技能教育教材研究開発(PSIM)コンソーシアム ニュースレター 第23号

【発行者】PSIMコンソーシアム 【代表】藤本 亮 名古屋大学大学院法学研究科 教授

【事務局】〒464-8601 名古屋市千種区不老町 名古屋大学大学院法学研究科 211研究室

【TEL&FAX】052-788-6234 【ホームページ】<http://psimconsortium.law.nagoya-u.ac.jp>

法実務技能教育教材研究開発(PSIM)コンソーシアムは、法科大学院における法実務技能教育に関し、教材の作成と共同利用・教育人材の養成・教育方法論の構築を目的として、下記の法科大学院が参加して全国規模で活動しています。

【PSIMコンソーシアム参加校】

名古屋/北海学園/東北/東京/専修/早稲田/上智/日本/桐蔭横浜/

愛知/南山/金沢/京都産業/関西学院/大阪市立/近畿/岡山/広島/九州/琉球(2019年4月現在20校、順不同)